

コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書

コロナ禍において令和2年の女性の自殺者数は前年より935人増え、全国の自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。

働く女性の5割以上が非正規雇用で、不安定で低賃金のなか、コロナ禍で雇用環境が悪化し、「雇用の調整弁」として雇止めやシフト減が起きている。

また、令和2年の児童生徒の自殺者数は前年より大幅に増加し、499人となったが、自殺の原因・動機は、「進路に関する悩み」、「学業不振」、「親子関係の不和」が上位であり、コロナ禍で学校環境も家庭環境も大きく変化し、危機的な状況にいる子どもたちを、早い段階で支援する必要がある。

さらに、コロナ禍の影響が長期化する中、更なる自殺者の増加が懸念され、支援を必要とする人たちに寄り添った一層の自殺防止対策が求められる。

よって、国においては、下記の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 自殺対策基本法に基づき、国は、自治体の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業の財政支援や事業の結果の検証を行い、自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させること。
- 2 若年世代への「生きることの包括的な支援」の強化や働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算を確保すること。
- 3 小中高校での相談体制の強化と子どもの権利条約に規定される子どもの意見表明権を保障する仕組みづくりとともに、学校外にも若者の居場所づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	末松信介殿
厚生労働大臣	後藤茂之殿